

八代市体育施設の管理運営に関する協定書（案）

八代市（以下「甲」という。）と ●●●●●●●●●●（以下「乙」という。）とは、本協定書第3条に定める八代市体育施設（以下「体育施設」という。）の管理及び運営に関する業務（以下「管理業務」という。）について、次の条項により協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、八代市体育施設条例（平成17年8月1日条例第91号。以下「条例」という。）第13条の規定により指定管理者に指定された乙が行う体育施設の管理業務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（管理物件）

第2条 乙が管理する施設及び物品等（以下「管理物件」という。）は、別に甲が提示する財産台帳及び物品台帳によるものとする。

2 乙は、管理物件を常に善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

（指定期間）

第3条 甲が乙を指定管理者として指定する期間（以下「指定期間」という。）は、令和9年4月1日から令和12年3月31日までとする。

2 管理業務に係る事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（管理業務）

第4条 甲は、条例第13条の規定に基づき、次に掲げる管理業務を乙に行わせる。

- （1）条例第5条に規定する利用期間の制限に関する業務
- （2）条例第6条に規定する利用の許可に関する業務
- （3）条例第7条に規定する利用の取消し等に関する業務
- （4）条例第8条に規定する使用料に係る料金の徴収に関する業務
- （5）条例第10条に規定する使用料の還付に関する業務
- （6）施設等の維持及び管理に関する業務
- （7）その他甲が定める施設管理に関する業務

2 前項各号に掲げる管理業務の細目は、別記1「管理業務仕様書」（以下「仕様書」という。）に定められておりとする。

(指定管理施設)

第5条 乙が管理を行う体育施設は、下記のとおりとする。

施設名	所在地
八代市テニスコート	八代市郡築四番町136-2
八代市弓道場	八代市緑町11-1
八代市球技場	八代市新港町三丁目1
八代市民プール	八代市緑町11-1
八代市民球場	八代市古閑中町1495
八代市総合体育館	八代市緑町11-1
八代市立武道館	八代市松江城町6-13
八代市相撲場	八代市松江城町7-15-1

(休場日・休館日及び利用時間)

第6条 体育施設の休場日・休館日は次に掲げるとおりとする。

- (1) 八代市総合体育館・八代市弓道場・八代市民球場・八代市テニスコート・八代市球技場
八代市立武道館・八代市相撲場

12月31日及び翌年1月1日

- (2) 八代市民プール

9月1日から翌年6月30日まで(ただし、2階プール集会室は12月31日及び翌年1月1日とする。)

2 体育施設の利用時間は次に掲げるとおりとする。

- (1) 八代市総合体育館・八代市弓道場・八代市テニスコート・八代市立武道館・八代市相撲場
9時～22時

- (2) 八代市民プール

9時～17時(ただし、2階プール集会室は9時～22時とする。)

- (3) 八代市民球場・八代市球技場

9時～日没

- (4) 乙は、前3号の規定にかかわらず、催事や大会などの事情があると判断する場合は8時～22時に変更することができる。

3 乙は、前2項に規定する休場日・休館日及び利用時間を変更しようとするときは、あらかじめ甲の承認を得て、休場日・休館日及び利用時間を変更しようとする日の30日前までに休場日・休館日及び利用時間を変更することができる。

(指定管理者の責務)

第7条 乙は、次に掲げる規定及びこの協定の定めるところに従い信義に沿って誠実に管理業務を行わなければならない。

- (1) 八代市体育施設条例、同施行規則
(2) 地方自治法、同施行令、同施行規則その他行政関係法令
(3) 八代市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例、同施行規則
(4) 八代市情報公開条例、同施行規則

(5) 労働基準法、労働安全衛生法その他労働関係法令

(6) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律、同施行規則、水道法、同施行規則、建築基準法、消防法、同施行規則、電気事業法その他施設、設備の維持管理又は保守点検に関する法令

- 2 乙は、管理業務に係る情報資産に関する情報セキュリティ対策として、八代市情報セキュリティポリシーの規定に従い、第11条に規定する安全確保の措置を講じなければならない。
- 3 乙は、管理業務を行うことにより知り得た個人情報について、八代市個人情報保護条例（平成17年八代市条例第24号。）第13条第2項の規定に従い、第12条に規定する安全確保の措置を講じなければならない。
- 4 乙は、体育施設の使用許可承認等行政処分に相当する権限を行使するときは、八代市行政手続条例（平成17年八代市条例第19号。）第2章の規定を遵守しなければならない。
- 5 乙は、管理業務を行うに当たり作成し、又は取得した文書等を適正に管理し、5年間保存しなければならない。第3条第1項に定める期間を過ぎた後も同様とする。
- 6 乙は、管理業務を行うに当たり、省エネルギーの徹底、温室効果ガスの排出抑制、廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進、廃棄物の適正処理及び環境負荷の軽減に配慮した物品の調達（グリーン調達）に努めなければならない。
- 7 乙は、体育施設利用者の被災に対する第一次責任を有し、体育施設又は体育施設利用者に災害があったときは、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。
- 8 乙は、管理業務の継続が困難となったとき、又はそのおそれが生じたときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

(管理業務の実施準備)

第8条 乙は、指定期間前に本業務の実施に必要な資格者及び人材を確保し、必要な研修等を行わなければならない。

- 2 乙は、必要と認めるときは、指定期間前に甲に対して管理物件の視察を申し出ることができるものとする。
- 3 甲は、乙から前項の申出を受けたときは、応じることができない合理的な理由がある場合を除き、その申出に応じなければならない。

(管理業務の委託等の禁止)

第9条 乙は管理業務を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得た場合は、この限りでない。

- 2 乙は、前項ただし書の承認を得ようとするときは、別記2「八代市体育施設管理業務委託（請負）承認申請書」により甲に申請しなければならない。
- 3 甲は、前項の規定により乙からの申請を承認するときは、別記3「八代市体育施設管理業務委託（請負）承認書」を乙に交付しなければならない。

(緊急時等の対応)

第10条 乙は、火災、地震及び風水害の災害等が発生した場合の緊急時（以下「緊急時等」とおいう。）において、体育施設が避難所機能、応急救護機能等の役割を担う可能性があることを認識し、甲の要請に従い必

要な協力を行わなければならない。

- 2 乙は、緊急時等に、利用者等の避難誘導等の安全確保のための対応を的確に行い、必要資機材の確保及び対応マニュアルを作成し、体育施設職員に周知する等、緊急時等の対応について十分な対策を講じなければならない。
- 3 乙は、甲の避難所等の開設の要請があったときは、体育施設の施設又は設備の利用の一部又は全部を停止し、利用の許可も取り消さなければならない。
- 4 本市における公の施設は、災害等の発生時において、避難所等として重要な役割を担うことが想定されているため、大規模災害・事故等における施設利用（避難所等）の協力に関する細目的事項について、甲乙間で協議の上、災害時等における協定を締結する。

（情報資産に関するセキュリティ対策）

第11条 乙は、管理業務に係る情報資産を取り扱うにあたり、別記4「情報セキュリティ対策特記事項」を遵守しなければならない。

（個人情報の保護）

第12条 乙は、管理業務に係る個人情報を取り扱うにあたり、別記5「個人情報取扱特記事項」及び別記6「特定個人情報等の取扱いに関する特記条項」を遵守しなければならない。

（要望、苦情等に対する対応）

第13条 乙は、体育施設利用者等からの要望、苦情等に対応する体制を整えなければならない。

（事業計画等の提出）

第14条 乙は、各事業年度の2月末日までに、当該年度の翌年度に係る次に掲げる事項を記載した事業計画書を甲に提出しなければならない。

- （1）管理運営の体制
- （2）事業の概要及び実施する時期
- （3）管理運営に要する経費の総額及び内訳
- （4）その他甲が必要と認める事項

2 甲は、前項の計画書が提出されたときは、内容を審査し、必要な指示をすることができる。

（業務報告）

第15条 乙は、毎月終了後10日以内に次に掲げる事項を甲に報告するものとする。

- （1）体育施設別利用状況報告書
- （2）実施した業務の内容及び実績
- （3）その他甲が必要と認める書類

2 甲は、管理業務の適正を期するため、乙に対し、前項に掲げるもののほか、管理業務及び経理の状況に関し必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(事業報告)

第16条 乙は毎事業年度終了後30日以内に管理業務に係る次に掲げる事項を記載した事業報告書を甲に提出しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況
- (2) 各体育施設の利用状況
- (3) 自主事業の報告書
- (4) 各体育施設の利用料金の収入の実績
- (5) 管理経費の収支決算
- (6) その他甲が必要と認める事項

2 乙は、前項の事業報告書とともに、体育施設の良好な管理状況を確保するために甲が設定した管理業務の水準を表す適正な指標に対する管理業務の進捗状況に関する報告書を甲に提出しなければならない。

3 乙は、管理業務に係る収支に関する帳票その他事業に係わる記録を整備し、常に経理状況を明らかにしておくとともに、甲が必要と認めるときは、その状況を報告しなければならない。

(体育施設利用者等に対するアンケート等の実施)

第17条 乙は、体育施設の利便性向上等の観点から、体育施設利用者等の満足度調査やアンケート等（以下「アンケート等」という。）を実施し、その結果及び業務改善の状況等について速やかに甲に報告しなければならない。

2 アンケート等の実施方法、内容等については、甲、乙協議の上、決定するものとする。

3 甲は、第1項の規定により乙から報告を受けたときは、仕様書、事業計画書等の見直しについて乙に協議を申し出ることができるものとする。

(管理運営業務の実施状況の確認等)

第18条 甲は、乙の管理運営業務及び経理の状況等に関し、第15条に規定する業務報告書、第16条に規定する事業報告書及び前条に規定するアンケート結果等を確認するほか、「指定管理者制度導入施設におけるモニタリング・評価に関するマニュアル（令和3年4月改正）」に基づく確認を行い、又は実地に調査することができるものとする。

2 乙は、前項の規定により確認又は調査の申し出を受けたときは、合理的な理由がある場合を除き、その申し出に応じなければならない。

3 甲は、第1項の規定による確認等に応じて、乙の管理運営業務及び経理の状況等に関し、評価を行うことができるものとする。

(利用時間外の施設の管理)

第19条 甲は、第10条及び甲の主催・共催事業等で第6条第2項に規定する利用時間外に利用をする場合は、乙に施設の鍵及びそれに伴う備品等の借用に伴う申請をすることができる。

2 乙は、甲から前項の申請があった場合は、体育施設の鍵及び、それに伴う備品等を甲に貸出さなければならない。

3 甲は、第10条に該当する使用及び甲の主催・共催事業等が終了した場合は、速やかに体育施設の鍵及びそれに伴う備品等を乙に返却しなければならない。

(委託料)

第20条 管理業務に対する委託料の額は、次の表のとおりとする。

対象事業年度	委託料の額
令和9年度	金 円（消費税及び地方消費税込）
令和10年度	金 円（消費税及び地方消費税込）
令和11年度	金 円（消費税及び地方消費税込）

- 各事業年度当初に甲、乙協議した上で前項の委託料の別記8「支払計画書」を作成し、その計画に従って乙は請求し、甲は委託料を支払う。
- 甲は、乙の正当な請求があった日から起算して30日以内に委託料を支払うものとする。

(委託料の額の変更)

第21条 次に掲げる委託料の額を変更すべき事情が生じたときは、その都度甲、乙協議の上、委託料の額を定めるものとする。

- 消費税率の改定があったとき。
- 施設の使用料を利用料金として指定管理者が収受する場合において、当該使用料に変更があったとき。
- その他特別な事情が生じたとき。

(利用料金)

第22条 乙は、条例第15条第2項に規定する体育施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を収受し、これを乙の収入とするものとする。

- 体育施設の利用料金の額は、別表に定める額とする。
- 乙は、利用料金による収入については、管理業務を行うために必要と認められる経費に充当しなければならない。
- 乙は、利用料金を施設の利用の開始までに徴収するものとする。ただし、乙が必要と認める場合は、別に納期を定めて徴収することができる。
- 乙は、災害その他利用者の責めによらない利用により体育施設を利用できない場合を除き、一旦納付された利用料金は、利用者に還付しないものとする。ただし、乙が必要と認める場合は、甲の承認を得て、利用料金を還付することができる。
- 乙は、特別の事情があると認める利用者に対しては、あらかじめ甲の承認を得て利用料金の減免をすることができるものとする。
- 乙は、前項の承認を得ようとするときは、別記9「八代市体育施設利用料金減免基準承認申請書」により甲に申請しなければならない。
- 甲は、前項の規定により乙からの申請を承認するときは、別記10「八代市体育施設利用料金減免基準承認書」を乙に交付しなければならない。
- 乙は、利用料金の額、支払方法等について、利用者への十分な周知に努めなければならない。

(利用料金の額の変更)

第23条 乙は、前条第2項の利用料金の額を変更しようとするときは、利用料金の額を変更しようとする日

の30日前までに、あらかじめ甲の承認を得て、利用料金の額を変更することができる。

(リスク分担)

第24条 管理業務に関するリスク分担については、別記11「リスク分担表」のとおりとする。

- 2 前項のリスク分担に疑義があるとき、又は同項のリスク分担に規定していないリスクが生じたときは、甲、乙両者で協議の上、リスク分担を決定する。

(管理物件に係る損害の賠償)

第25条 乙は、管理物件の管理にあたり、乙の責に帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

- 2 前項の場合において、損害を受けた第三者の求めに応じ甲が損害を賠償したときは、甲は乙に対して求償権を有するものとする。

(指定の取消し等)

第26条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部を停止させることができる。この場合において、甲が乙に対し支払った委託料の全部若しくは一部の返還を求め、又は生じた損害の賠償を請求するときは、乙は、委託料を返還し、又は損害を賠償しなければならない。

- (1) この協定に違反したとき。
- (2) 管理業務の処理が著しく不相当と認められるとき。
- (3) 前2号に定めるもののほか、乙が体育施設の指定管理者として管理業務を継続することが適当でないと認められるとき。
- 2 乙は、指定管理者の指定の取消しを受けようとするときは、その3ヶ月前までに甲に通知し、指定の取消しを受けなければならない。
- 3 甲は、第1項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、管理業務の全部又は一部を停止することができる。この場合において、甲は、管理業務の全部又は一部を停止しようとする日の30日前までにその旨を乙に通知しなければならない。
- 4 前2項の規定により甲が乙の指定管理者の指定を取り消し、又は管理業務の全部若しくは一部を停止した場合における損害の賠償については、甲、乙協議して定める。

(業務の引継ぎ等)

第27条 乙は、指定期間の終了に際し、甲又は甲が指定する者に対し、管理業務の引継ぎ等を行わなければならない。

- 2 甲は、必要があると認めるときには、指定期間の終了に先立ち、乙に対して甲又は甲が指定する者による管理する施設の視察を申し出ることができるものとする。
- 3 乙は、甲から前項の規定による申出を受けた場合は、合理的な理由のある場合を除いてその申出に応じなければならない。
- 4 前3項の規定は、前条第1項の規定により指定管理者の指定を取り消した場合における管理業務の引継ぎ等について準用する。

(原状回復)

第28条 乙はその指定期間が終了としたとき、又は甲が乙の指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理業務の全部若しくは一部を停止したときは、その管理しなくなった施設及び物品等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、甲の承認を得たときは、この限りではない。

(前受金の額及び引継ぎ)

第29条 前受金の額は、指定期間の利用に係る使用料のうち、甲が既に収納した使用料から条例第10条の規定により甲が利用者に還付した額を控除した額とし、甲は、当該前受金を速やかに乙に引き継ぐものとする。

(前受金からの還付金の充当)

第30条 乙は、条例第10条の規定に基づき、前条の前受金から還付すべき使用料で乙が既に還付を行ったものがあるときは、その還付を行った相当額を当該前受金から充当するものとする。

(指定期間終了又は指定管理者の指定の取消しに伴う前受金の引継ぎ)

第31条 乙は、指定期間が終了し、又は指定管理者の指定の取消しを受けた場合において、甲が新たな指定管理者を指定したときにあっては当該指定管理者に対して、その他の場合にあっては甲に対して、乙が予約前受金として徴収した指定期間終了後又は指定管理者の指定の取消しを受けた日以後の利用に係る利用料金については、その利用受付の詳細を記した資料を添えて遅滞なく引き継ぐものとする。この場合において、引き継ぎ後に生じる還付については、甲が新たな指定管理者を指定したときにあっては次の指定管理者となる者が、その他の場合にあっては甲が行うものとする。

(自主事業)

第32条 乙は、管理業務の実施を妨げない限度において、自己の責任と負担により、自主事業を実施することができる。

2 乙は、前項の自主事業を実施しようとするときは、あらかじめ別記12「八代市体育施設自主事業実施承認申請書」により甲に申請し、甲の承認を得なければならない。

3 甲は、前項の規定により乙からの申請を承認するときは、別記13「八代市体育施設自主事業実施承認書」を乙に交付しなければならない。

(指定管理者による目的外使用)

第33条 乙は、体育施設の用途又は目的を妨げない限度において管理物件を利用するときは、八代市有財産取扱規則（平成17年八代市規則第174号）第24条から第26条までの規定により甲から目的外使用の許可を得なければならない。

2 前項の規定により乙が管理物件を利用することに要する経費及び当該利用の前の原状に復するときに要する経費は、乙の負担とする。

(非管理物件の使用)

第34条 乙は、管理物件を除く体育施設、設備及び物品を使用するときは、甲の承認を得なければならない。

(重要事項の変更等の届出)

第35条 乙は、定款、事務所の所在地、代表者その他重要事項の変更等を行ったときは、遅滞なく甲に届け出なければならない。

(規則等に関する書類の提出)

第36条 乙は管理業務に必要な規則及び非常時の体制を整備し、これを書面にして甲に届け出なければならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第37条 乙は、この協定によって生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供してはならない。

(暴力団等の排除)

第38条 乙は、管理業務の実施にあたり、八代市契約等からの暴力団等排除措置に関する要綱（平成20年八代市告示第103号）の趣旨に鑑み、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 暴力団等による不当介入に応じない体制を確立すること。

(2) 暴力団等の関係業者に対し警備業務等を委託し、又は暴力団等の関係業者から物品等かを購入するなどいかなる取引も行わないこと。

(3) 暴力団等からの迷惑料、用心棒料、賛助金等の不当な要求に絶対に応じないこと。

2 乙は、暴力団等からの不当な要求があったときは、甲に直ちに報告しなければならない。

(監査)

第39条 八代市監査委員による甲の事務の監査に際し、甲は、必要に応じ乙に対し、実地に調査し、又は書類の提出を求めることができる。

2 乙は、甲から前項に規定する申出を受けたときは、誠実に対応しなければならない。

(協定の改定)

第40条 管理業務に関し事業が変更したとき、または特別な事情が生じたときは、甲、乙協議の上、この協定を改定することができる。

(協議)

第41条 この協定に関し疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その 1 通を所持する。

令和 年 月 日

甲 八代市
熊本県八代市松江城町 1 － 2 5
代表者 八代市長

⑨

乙 住 所
団体名
代表者

⑨

別表 1 (条例第 8 条関係)

体育施設使用料

No, 1

八代市総合体育館

区分					9～13	13～17	17～22	全日	左記以外 1時間につき			
使用料	体育室	全面利用	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに利用 する場合	大体育室	5,500円	5,500円	8,800円	19,800円	1,640円		
					小体育室	3,300円	3,300円	4,400円	11,000円	1,100円		
				その他	大体育室	27,500円	27,500円	38,500円	93,500円	11,000円		
					小体育室	22,000円	22,000円	33,000円	77,000円	11,000円		
			営利を目的として利用する場合は、上記料金の10割増しをした額									
			入場料金等を 徴収する場合	アマチュアスポーツに利用 する場合	大体育室	17,600円	17,600円	22,000円	57,200円	5,500円		
					小体育室	14,300円	14,300円	18,700円	47,300円	4,400円		
				その他	大体育室	44,000円	44,000円	55,000円	143,000円	16,500円		
					小体育室	38,500円	38,500円	49,500円	126,500円	16,500円		
			営利を目的として利用する場合は、上記料金に最高入場料(税込)の100倍を加算した額。									
		全面利用の高校生以下の使用料については、上記使用料合計金額の半額とする。(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨て る。)										
		部分利用	種目	単位	大・小体育室							
					一般				高校生以下			
			バスケットボール	1面／時間	660円				320円			
			バレーボール	〃	660円				320円			
	バドミントン		〃	320円				150円				
	卓球		1台／時間	220円				100円				
	テニス		1面／時間	1,100円(大体育室のみ)				540円(大体育室のみ)				
	ハンドボール	〃	〃				〃					
	トレーニング室		1人 1回につき			220円			100円			
	会議室	研修室 会議室	1時間	320円								
和室		1時間	440円									

体育館(千丁体育館・鏡体育館・東陽スポーツセンター)

区分	一般	高校生以下
	1時間当たり	1時間当たり
バスケットボール1面	410円	200円
バレーボール1面	410円	200円
バドミントン1面	200円	100円
卓球1台(千丁・東陽のみ)	100円	50円
全面	730円	360円

テニスコート

名称	八代市テニスコート		千丁テニスコート		
			鏡テニスコート		
区分	テニスコート		会議室	1時間1面	1日1面
	1時間1面	大会1日1面			
一般	440円	1,760円	540円	200円	1,670円
高校生以下	220円	1,100円		100円	830円

グラウンド(1時間当たり)

使用料	八代市球技場				鏡総合グラウンド			北新地グラウンド・千丁東、西グラウンド・東陽運動公園		百済スポーツセンター・泉運動広場・河俣山村広場	
	メイングラウンド		サブグラウンド								
	一般	540円	一般	220円	全面	一般	410円	一般	100円	一般	50円
						高校生以下	200円				
	高校生以下	270円	高校生以下	100円	半面	一般	200円	高校生以下	50円	高校生以下	30円
						高校生以下	100円				

八代市民球場

使用料	メイングラウンド	入場料を徴収しない場合	一般		1時間660円	
			高校生以下		1時間320円	
		入場料金を徴収する場合	野 球	一般	上記使用料に	最高入場料(税込)の50人分を加算した額
				高校生以下		最高入場料(税込)の30人分を加算した額
				職業		最高入場料(税込)の100人分を加算した額
	その他					
	サブグラウンド	一般	1時間 320円			
高校生以下		1時間 150円				

プール

No, 2

	八代市民プール				鏡プール
使用料	区分			50mプール	25mプール
	団体	一般	全面	1時間2,740円	1時間1,640円
			コース別	1コース1時間410円に利用人数分の個人の 使用料を加算した額	1コース1時間320円に利用人数分の個人の 使用料を加算した額
		小・中・高校生	全面	1時間1,370円	1時間810円
			コース別	1コース1時間220円に利用人数分の個人の 使用料を加算した額	1コース1時間150円に利用人数分の個人の 使用料を加算した額
	個人	一般		1回 220円	1回 100円
		小・中・高校生		1回 100円	1回 50円
		幼児		1回 50円	
	集会室	1時間440円(合宿に限り1人1泊につき220円を加算)			

武道場

	区分	八代市武道館			鏡武道館	
使用料		個人		団体	個人	団体
		1回	1ヵ月	1時間	1回	1時間
		60円	780円	660円	40円	310円
	一般	60円	780円	660円	40円	310円
	高校生以下	30円	380円	320円	20円	150円

弓道場

	区分	八代市弓道場			
使用料		個人		団体	
		1回	1箇月	1時間	1時間
		120円	1,320円	320円	320円
	一般	120円	1,320円	320円	320円
	高校生以下	60円	660円	150円	150円

相撲場

	八代市相撲場・鏡相撲場		
使用料	一般	1時間	310円
	高校生以下	1時間	150円

別表 2（条例施行規則第 4 条関係）

No, 1

附属設備使用料

区分			単位	使用料
八代市総合体育館	照明器具	ボーダーライト	1 列 1 日	8 8 0 円
		サスペンションライト	1 式 1 日	1, 1 0 0 円
		アッパーホリゾンライト	〃	1, 1 0 0 円
		シーリングライト	〃	1, 6 4 0 円
		センターピンスポット	〃	2, 2 0 0 円
		1. 5 kw スポットライト	〃	5 4 0 円
		1. 0 kw スポットライト	〃	3 2 0 円
	音響器具	拡声装置	1 式 1 日	2, 2 0 0 円
		レコードプレイヤー	1 台 1 日	8 8 0 円
		コンデンサマイクロフォン	1 本 1 日	5 4 0 円
		ダイナミックマイクロフォン	〃	2 2 0 円
		ワイヤレスマイクロフォン	〃	5 4 0 円
		移動用スピーカー	1 台 1 日	5 4 0 円
		テープデッキ・CDデッキ	〃	8 8 0 円
	舞台器具	平台	1 枚 1 日	2 2 0 円
		演台	1 式 1 日	8 8 0 円
		仮設舞台	1 台	5 4 0 円
		ピアノ	1 台 1 日	3, 3 0 0 円
		舞台	1 時間	1, 1 0 0 円
	その他	フロアシート	1 枚 1 日	3 2 0 円
		バスケット台	1 対 1 日	1, 1 0 0 円
		電光得点表示盤	〃	1, 1 0 0 円
		ファウル回数表示器	1 組 1 日	2 2 0 円
		3 0 秒タイマー	〃	2 2 0 円
		タイムアウト要求器	〃	2 2 0 円
		バドミントンコートマット	1 式 1 日	5 4 0 円
		バドミントン電光得点表示器	1 対 1 日	5 4 0 円
		柔道畳	1 枚 1 日	5 円
		柔道電光得点表示器	1 台 1 日	2 2 0 円
		空手マット	1 面 1 日	5 4 0 円
		空手電光得点表示器	1 台 1 日	2 2 0 円
		マルチタイミングシステム	1 式 1 日	5 4 0 円
		デジタルタイマー	1 台 1 日	2 2 0 円
		拡声装置持込料	1 式 1 日	2, 2 0 0 円
		特殊器具持込電源料	1 kw 1 日	5 2 0 円

附属設備使用料

区分				単位	使用料
夜間照明	八代市テニスコート			1面につき30分	2 6 0 円
	八代市百済来スポーツセンター			1面につき1時間	1, 0 4 0 円
	八代市鏡テニスコート			〃	2 0 0 円
	八代市鏡総合グラウンド			〃	1, 0 4 0 円
	八代市東陽運動公園			〃	1, 0 4 0 円
	八代市泉運動広場			〃	1, 0 4 0 円
冷暖房	八代市テニスコート			30分	1 5 0 円
	八代市民プール（集会室）			〃	1 5 0 円
	八代市総合体育館	大体育室	アマチュアスポーツで入場料を徴収しない場合	〃	5, 2 3 0 円
			その他	〃	8, 3 8 0 円
		小体育室	アマチュアスポーツで入場料を徴収しない場合	〃	1, 5 7 0 円
			その他	〃	2, 6 1 0 円
		会議室		〃	1 5 0 円
		八代市弓道場（研修室）			〃
	八代市民球場（会議室）			〃	1 5 0 円
	八代市鏡武道館（会議室）			〃	1 5 0 円
	八代市東陽スポーツセンター			〃	1, 0 4 0 円